

産学官連携「クリエイティブネットワーク」規約

(目的)

第1条 本会は、学術・試験研究機関、行政とのパートナーシップのもとに、大学、高等専門学校等と企業人との連携を図り、より競争力のある企業体質への転換と新しい理論や開発された新技術を産業活動に生かし、地域の産業経済の自立的な発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、産学官連携「クリエイティブネットワーク」と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産学官の連携に関する事業
- (2) 地域産業の発展に関する事業
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する企業及び大学・高等専門学校および地方公共団体とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1人
- (2) 副代表幹事 3人
- (3) 幹事 6人以上
- (4) 事務局長 1人
- (5) 会計監査 2人以上

2 代表幹事および会計監査は、総会で選出する。

3 代表幹事および会計監査以外の役員は、代表幹事が委嘱する。

4 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とし、途中で新たに選任又は委嘱された役員任期は、同期の役員任期による。

5 役員は、再任されることができる。ただし、代表幹事への連続の再任については、2期までとする。

(役員職務等)

第6条 代表幹事は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事が欠けたとき、又は代表幹事に事故があるときは、代表幹事があらかじめ定めるところにより、その職務を代理する。

3 会計監査は、本会の会計を監査する。

4 その他の幹事は、担当職務に関し、本会の運営に当たる。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年度1回開催するものとし、臨時総会は、必要のつど開催するものとする。

3 総会は、代表幹事が招集する。

4 代表幹事は、総会の議長を務める。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事及び会計監査をもって構成する。

2 幹事会は、必要のつど、代表幹事が招集する。

3 幹事会は、事業の計画、立案等本会の運営に関し必要な事項を審議する。

4 代表幹事は、幹事会の会議の議長を務める。

(分科会)

第10条 本会は、必要に応じ、分科会を置くことができる。

2 分科会は、会員で構成する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、行政機関等の代表者に代表幹事が依頼する。

3 顧問は、代表幹事の諮問事項を処理し、代表幹事の要請に基づいて本会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(賛助会員等)

第12条 本会に、必要に応じ、賛助会員及びアドバイザーを置くことができる。

2 代表幹事は、必要があると認めるときは、本会の会議に賛助会員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事業の経費)

第13条 本会の事業の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第14条 会費は、1年につき10,000円とする。ただし、地方公共団体にあつては、別に定めるものとする。

2 賛助会員、アドバイザー及び顧問については、会費の納入を要しないものとする。

3 納入した会費は、返納しない。

(会員の退会)

第15条 会員は、本会を退会しようとするときは、代表幹事にその旨を申し出て、その承認を受けるものとする。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、幹事会で決議して、退会させることができる。

(1) 本会の事業を故意又は悪意で妨害したとき。

(2) 本会の信用を傷つける行為をしたとき。

(3) 1年間本会の会費を納入しなかったとき。

(4) 不正の行為その他本会の会員としてふさわしくない行為をしたとき。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、函館市東雲町4番13号 函館市経済部内に置く。

(補 則)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、代表幹事が本会の会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成11年11月20日から施行する。
- 2 平成11年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、平成11年11月20日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

- 1 この規約は、第4条、第5条、第11条、第12条を一部改正し、平成15年6月20日から施行する。
- 2 平成16年3月31日までの間においては、改正後の第14条の規定の適用については、同条第2項中「及び顧問」とあるのは、「顧問及び大学・高等専門学校である会員」とする。

附 則

この規約は、平成21年7月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月15日から施行する。